

携帯品による輸入禁止品等の検疫状況(上位10か国)

旅客の携帯品として持ち込まれる畜産物のうち、輸入が認められなかったもの(禁止品等)について、上位10か国の件数・数量は下表のとおり。

●令和2年

順位	国名	件数(件)	禁止品等の総件数に対する割合	数量(KG)	禁止品等の総数量に対する割合
1	中華人民共和国	9,701	33.3%	5,125	30.3%
2	タイ	2,498	8.6%	982	5.8%
3	フィリピン	1,891	6.5%	1,677	9.9%
4	大韓民国	1,733	6.0%	1,195	7.1%
5	台湾	1,357	4.7%	624	3.7%
6	ベトナム	1,244	4.3%	1,213	7.2%
7	アメリカ合衆国	1,081	3.7%	484	2.9%
8	香港	998	3.4%	283	1.7%
9	インドネシア	746	2.6%	536	3.2%
10	ドイツ	415	1.4%	219	1.3%
	総件数	29,099	-	16,888	-

●令和3年

順位	国名	件数(件)	禁止品等の総件数に対する割合	数量(KG)	禁止品等の総数量に対する割合
1	中華人民共和国	3,970	21.2%	2,601	20.0%
2	アメリカ合衆国	2,164	11.6%	751	5.8%
3	大韓民国	1,860	9.9%	2,043	15.7%
4	フィリピン	1,665	8.9%	982	7.6%
5	ベトナム	792	4.2%	706	5.4%
6	タイ	667	3.6%	416	3.2%
7	インドネシア	560	3.0%	388	3.0%
8	ドイツ	489	2.6%	215	1.7%
9	フランス	442	2.4%	214	1.6%
10	ハワイ	358	1.9%	118	0.9%
	総件数	18,726	-	13,010	-

●令和4年

順位	国名	件数(件)	禁止品等の総件数に対する割合	数量(KG)	禁止品等の総数量に対する割合
1	ベトナム	8,095	14.9%	7,859	22.0%
2	フィリピン	7,409	13.6%	5,190	14.5%
3	大韓民国	4,896	9.0%	3,289	9.2%
4	中華人民共和国	4,212	7.7%	2,683	7.5%
5	タイ	4,052	7.5%	1,784	5.0%
6	アメリカ合衆国	3,799	7.0%	1,346	3.8%
7	インドネシア	2,352	4.3%	1,695	4.7%
8	シンガポール	1,448	2.7%	899	2.5%
9	ドイツ	1,212	2.2%	535	1.5%
10	フランス	1,108	2.0%	401	1.1%
	総件数	54,355	-	35,718	-

●令和5年

順位	国名	件数(件)	禁止品等の総件数に対する割合	数量(KG)	禁止品等の総数量に対する割合
1	大韓民国	25,304	16.6%	9,975	13.1%
2	中華人民共和国	24,522	16.1%	14,725	19.4%
3	フィリピン	12,206	8.0%	7,284	9.6%
4	タイ	11,527	7.6%	3,914	5.1%
5	ベトナム	10,944	7.2%	9,573	12.6%
6	アメリカ合衆国	6,514	4.3%	2,587	3.4%
7	香港	5,919	3.9%	1,620	2.1%
8	台湾	5,614	3.7%	1,979	2.6%
9	インドネシア	4,585	3.0%	3,065	4.0%
10	シンガポール	2,845	1.9%	1,401	1.8%
	総件数	152,599	-	76,038	-

●令和6年(速報値)

順位	国名	件数(件)	禁止品等の総件数に対する割合	数量(KG)	禁止品等の総数量に対する割合
1	中華人民共和国	52,348	25.9%	25,617	26.9%
2	大韓民国	35,008	17.3%	12,108	12.7%
3	フィリピン	12,039	6.0%	6,498	6.8%
4	ベトナム	10,289	5.1%	8,485	8.9%
5	タイ	8,689	4.3%	3,176	3.3%
6	インドネシア	6,480	3.2%	4,259	4.5%
7	台湾	6,033	3.0%	1,724	1.8%
8	香港	6,015	3.0%	1,609	1.7%
9	アメリカ合衆国	5,950	2.9%	2,222	2.3%
10	ミャンマー	4,851	2.4%	3,589	3.8%
	総件数	201,903	-	95,223	-

注1: 家畜伝染病予防法に基づく輸入禁止品に該当する畜産物又は同法第37条に基づく輸出国政府発行の検査証明書の添付がなかった畜産物等の件数及び数量。

注2: 数量については小数点以下を四捨五入した。

注3: ハワイ諸島及びグアム島はアメリカ合衆国に含まれるが、統計表上は分けて計上した。

農林水産省動物検疫所企画管理部調査課調べ